

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年8月から同年10月まで  
② 昭和61年4月から同年8月まで  
③ 昭和63年3月  
④ 平成元年3月  
⑤ 平成3年3月  
⑥ 平成4年3月

国民年金の加入手続方法等についての詳細は憶えていないが、保険料は、送られてきた納付書により、毎月金融機関に納付した。

公共料金等に関しても滞納したことは一度もなく、未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、同僚と共に、当該期間直前に勤務していた事業所において、昭和51年8月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、両人の国民年金手帳記号番号は、同年9月に、連番で払い出されており、申立人は、このころにこの同僚と一緒に国民年金に加入したと推認されるところ、社会保険庁の記録によると、この同僚は当該期間の国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人のみが厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った直後の当該期間に係る保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

一方、申立期間②、③、④、⑤及び⑥については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から聴取しても、保険料の納付時期、納付金額等についての記憶が明確では

なく、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間②については、申立人が所持する国民年金手帳から、昭和61年9月に、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったことが推認でき、この時点から国民年金保険料を納付したものと考えられ、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立期間③、④、⑤及び⑥については、4回にわたって、申立人夫婦共に国民年金保険料の未納期間であることが確認でき、これだけの回数の事務処理を行政が続けて誤ることも考え難く、それぞれの申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年8月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年11月から40年10月までの期間及び41年2月から43年1月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が39年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、40年11月1日に資格喪失した旨及び41年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、43年2月1日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和39年11月1日から40年11月1日までの期間及び41年2月1日から43年2月1日までの期間に係る標準報酬月額については、39年11月から40年9月までの期間は2万4,000円、同年10月は1万円、41年2月から同年9月までの期間は1万4,000円、同年10月から42年9月までの期間は1万8,000円、同年10月から43年1月までの期間は1万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月4日から43年5月23日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A事業所B支社で昭和39年7月4日から43年5月23日まで勤務した期間の記録が無い旨の回答をもらった。同事業所の登録カードにより、39年7月4日に入社し、43年5月23日に退社したことが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所本社から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書(写)、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(写)及び社会保険事務所が保管するA事業所B支社の健康保険厚生年金

保険被保険者原票から、申立人の生年月日とは相違する同姓同名の二つの被保険者記録（生年月日が昭和\*年\*月\*日となっている。）が確認でき、その一つは、昭和39年11月1日に被保険者資格を取得し、40年11月1日に同資格を喪失した記録、もう一つは、41年2月1日に同資格を取得し、43年2月1日に同資格を喪失した記録であり、それぞれの記録の加入期間を合わせると、申立期間とおおむね一致する。

また、A事業所本社は、「申立人の登録カードから、申立人が在籍していたことについては確認できる。生年月日が昭和\*年\*月\*日である同姓同名の者に係る登録カードは確認できない。」と回答している上、申立期間当時、同事業所B支社において厚生年金保険に加入し、申立人と一緒に勤務していたとする複数の同僚は、「申立人と一緒に勤務した。ほかに申立人と同姓同名の人が勤務していた記憶は無い。」旨を供述している。

これらのことから、上記の申立人と同姓同名の厚生年金保険被保険者記録は、申立人に係る未統合の記録であると認められる。

さらに、昭和39年11月1日から40年11月1日までの期間及び41年2月1日から43年2月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記申立人と同姓同名の厚生年金保険被保険者の記録から、39年11月から40年9月までの期間は2万4,000円、同年10月は1万円、41年2月から同年9月までの期間は1万4,000円、同年10月から42年9月までの期間は1万8,000円、同年10月から43年1月までの期間は1万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和39年7月4日から同年11月1日までの期間、40年11月1日から41年2月1日までの期間及び43年2月1日から同年5月23日までの期間については、申立人がそれぞれの期間においてA事業所B支社に勤務していたことは、同事業所本社から提出された登録カード、回答文書及び同僚の証言から推認できるが、社会保険事務所が保管する同事業所B支社の厚生年金保険被保険者原票の中に、それぞれの期間において申立人の氏名が無い。

また、申立期間のうち、昭和39年7月4日から同年11月1日までの期間については、同年8月から同年10月までの国民年金保険料を納付していることが確認できるとともに、A事業所本社は、「営業職員に対する社会保険の適用については、おおむね6か月程度の試用期間が設けられていた。」と回答している上、申立人と一緒に勤務していたとする複数の同僚は、「厚生年金保険に加入する3か月ないし4か月前に入社した。」と供述していることから、同事業所B支社では、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間のうち、昭和40年11月1日から41年2月1日までの期間及び43年2月1日から同年5月23日までの期間については、A事業所B支社は、「申立期間当時の事務担当者は不明であるため、営業職員に対する

社会保険の適用については不明である。」と回答している上、申立人は既に死亡しているため、申立人がそれぞれの期間において厚生年金保険に加入していた事実を確認することができない。

このほか、申立人の昭和 39 年 7 月 4 日から同年 11 月 1 日までの期間、40 年 11 月 1 日から 41 年 2 月 1 日までの期間及び 43 年 2 月 1 日から同年 5 月 23 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 39 年 7 月 4 日から同年 11 月 1 日までの期間、40 年 11 月 1 日から 41 年 2 月 1 日までの期間及び 43 年 2 月 1 日から同年 5 月 23 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 8 月までの期間、63 年 3 月、平成元年 3 月、3 年 3 月及び 4 年 3 月に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から同年 8 月まで  
② 昭和 63 年 3 月  
③ 平成元年 3 月  
④ 平成 3 年 3 月  
⑤ 平成 4 年 3 月

国民年金の加入手続方法等についての詳細は憶えていないが、保険料は、送られてきた納付書により、毎月金融機関に納付した。

公共料金等に関しても滞納したことは一度もなく、未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から聴取しても、国民年金の加入手続、保険料の納付時期、納付金額等についての記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 8 月に払い出されており、申立人は、申立人の夫が所持する国民年金手帳に記載されている住所変更年月日から勘案して同年 9 月に国民年金の加入手続を行い、この時点から国民年金保険料を納付したものと推認され、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立期間②、③、④及び⑤については、4 回にわたって、申立人夫婦共に国民年金保険料の未納期間であることが確認でき、これだけの回数の事務処理を行政が続けて誤ることも考え難く、それぞれの申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年6月まで

昭和43年6月ころ、近所の人から「役場の職員が、今なら、保険料を全額支払ったら国民年金に加入できると言っていた。」という話を聞き、私が役場で夫婦2人の国民年金の加入手続を行った。その際、年金係の窓口には女性の職員が4人並んでいて、その女性職員の1人から「保険料を全額支払ってくれるなら入れます。」と言われ、その場で夫婦2人の国民年金保険料として2万円以上を支払った。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年7月に夫婦連番で払い出されている上、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳によれば、申立人は、同年7月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は国民年金の被保険者となっていない期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和38年11月21日から40年7月1日までの期間及び同年8月23日から43年7月1日までの期間において厚生年金保険の被保険者である上、申立人が所持する上記手帳の42年4月から43年6月までの印紙検認記録欄には国民年金保険料の納付、検認を要しないことを示す斜線が引かれていることが確認できる。

加えて、申立期間は87か月と比較的長期間である上、申立人の妻も申立期間は未加入期間とされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年6月まで  
昭和43年6月ころ、近所の人から「役場の職員が、今なら、保険料を全額支払ったら国民年金に加入できると言っていた。」という話を聞き、夫が役場で夫婦2人分の加入手続を行った。その際、年金係の窓口には女性の職員が4人並んでいて、その女性職員の1人から「保険料を全額支払ってくれるなら入れます。」と言われ、夫が夫婦2人の国民年金保険料として2万円以上を支払った。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年7月に夫婦連番で払い出されている上、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳によれば、申立人は、同年7月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は国民年金の被保険者となっていない期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持する上記手帳の42年4月から43年6月までの印紙検認記録欄には国民年金保険料の納付、検認を要しないことを示す斜線が引かれていることが確認できる。

加えて、申立期間は87か月と比較的長期間である上、申立人の夫も申立期間は未加入期間とされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月 21 日から 61 年 1 月 1 日まで  
昭和 53 年 4 月から 60 年 12 月まで A 事業所で勤務していた。

昭和 60 年 12 月末に退職する旨を会社側に申し出ていたにもかかわらず、社会保険庁の記録によると、同年 12 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したこととなっている。

昭和 60 年 12 月の給与から、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している A 事業所の給料明細書から、申立期間（昭和 60 年 12 月）の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する A 事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和 60 年 12 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、この記録は雇用保険の記録における離職日の記録と一致している上、同年 12 月 27 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できることから、申立人は、同年 12 月 20 日に同事業所を退職していることが認められる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条においては、厚生年金保険の被保険者資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の被保険者資格喪失日は、昭和 60 年 12 月 21 日であり、申立人の主張する同年 12 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めることはできない。

## 愛媛厚生年金 事案 493（事案 266 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 6 月から 45 年 11 月 2 日まで  
② 昭和 46 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

前回、「申立期間①において、A事業所又はB事業所に勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」旨の申立てを行ったが、認められなかった。

今回、「昭和 44 年 6 月から 46 年 12 月までA事業所に継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録によると、申立期間①及び②については厚生年金保険の被保険者となっていない。」と変更して申し立てる。

新たに提出する資料は無いが、申立期間①当時、健康保険証で医療機関にかかったことがあるとともに、私がC市で勤務していたことを従姉妹が証言してくれるので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 前回の申立期間①に係る申立てについては、申立人が申立期間①においてA事業所又はB事業所に勤務していたことをうかがわせる証言を得ることができず、申立てに係る事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していた事実を確認することができない上、健康保険被保険者証を使用して医療機関で受診したことを裏付ける関連資料や周辺事情は見当たらないこと、また、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 46 年 6 月 1 日であり、同事業所は、申立期間①当時、適用事業所でなかったことが確認でき、申立人は同事業所において厚生年金保険に加入することができなかつたと認められること、社会保険事務所が保管するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、厚生年金保険の被保険者資格取得日（昭和 45 年 11 月 2 日）以前の記録の中に申立人の氏名が無く、健康保険被保険者番号の欠番も

見当たらないこと及び申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料、周辺事情が無いこと等から、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年2月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに提出する資料は無いが、C市で勤務していたことを従姉妹が証言してくれるとして再申立てを行っているが、申立人の従姉妹から新たな証言を得ることができない。

また、申立人は、申立期間①当時、健康保険被保険者証を使用して医療機関で受診したと主張しているが、当該医療機関を特定できないなど、この事実を確認することができない。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人の従姉妹及び前回の申立てにおいて聴取した同僚から聴取したところ、申立人が申立期間②においてA事業所に勤務していたことをうかがわせる証言を得ることができない。

また、社会保険庁の記録によると、A事業所は、昭和46年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、申立期間②当時においては、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立人は同事業所において厚生年金保険に加入することができなかったことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 38 年 5 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まで  
③ 昭和 48 年 5 月 1 日から 53 年 11 月 1 日まで

申立期間①においてはA事業所に、申立期間②においてはB事業所に、申立期間③においてはC事業所に勤務していたので、それぞれの期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人がA事業所に勤務していたことは、申立人が所持する同僚との記念写真及び申立人が同事業所に勤務していたと記憶している上司の厚生年金保険の加入記録があることから、期間は特定できないものの、推認できる。

しかしながら、A事業所は昭和 39 年 10 月 1 日に適用事業所に該当しなくなっている上、申立人が記憶している上記上司からは申立人が厚生年金保険に加入していたことの証言を得ることができず、また、連絡の取れた当該事業所に勤務していた6人の従業員も申立人についての記憶が無く、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

2 申立期間②については、申立人がB事業所に勤務していたことは、申立人が所持する同僚との記念写真及び申立期間当時一緒に勤務していたとする同僚の厚生年金保険の加入記録があることから、期間は特定できないものの、

推認できる。

しかしながら、B事業所は平成9年6月30日に適用事業所に該当しなくなっている上、同事業所における社会保険事務担当者の氏名が不詳のため厚生年金保険料の控除に係る証言を得ることができず、また、連絡の取れた同事業所の従業員7人も申立人についての記憶が無く、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入し、保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 申立期間③については、申立人がC事業所に勤務していたことは、申立人が所持する申立期間③中の旅行写真及び同事業所の当時の社会保険事務担当者の証言から、期間は特定できないものの、推認できる。

しかしながら、C事業所は平成15年8月20日に適用事業所に該当しなくなっている上、上記の社会保険事務担当者から、「当時、店があった商店街では社会保険等に加入することについての認識は無かった。申立人がいたことは憶えているが、それ以外のことは何も憶えていない。」と証言しており、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するB事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間③の記録は確認できない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間③及びその前後の期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 4 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。